

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和6年2月15日に実施した行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年3月27日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

1 監査対象事務

ソーシャルメディアを活用した情報発信について

2 監査の日程

令和5年10月4日から令和6年2月15日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和6年3月18日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>市公式ホームページのソーシャルメディア一覧について、常に最新の情報が掲載されている状況となるよう、運用している各課・機関においては、掲載時のみならず、掲載情報に変更があった際などには適宜修正を行うよう注意する。</p> <p>なお、市公式ホームページ全体の管理を所管している広聴広報課においては、より一層の注意喚起や周知等の対策を講じられたい。</p> <p>【広聴広報課】</p>	<p>令和5年10月4日から令和6年2月15日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>ご指摘の通り、市ホームページのソーシャルメディア一覧について、担当課の記載など最新の情報となっていない箇所がありましたため、内容を改めて確認し、2月16日から3月15日にかけて順次更新作業を行い、ホームページへの反映をいたしました。</p> <p>年度切替における市ホームページ更新の通知においては、各課・機関により再度の見直しを行い、情報が最新となるよう周知をいたしました。</p> <p>今後、再発防止に向け、組織改編の時期や年度途中など、定期的に注意喚起を行ってまいります。</p> <p>また、現在の「相模原市公式ホームページ更新マニュアル」に加え、今後、具体的な更新手順も示し、更新依頼の手続</p>

きを行う各課・機関がいつでも確認できるようにドキュメントに格納するなど分かりやすい情報掲載に努め、最新のホームページ掲載となるよう取り組んでまいります。

【広聴広報課】